

香芝市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年3月27日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：教育部 文化財課>

- 1 監査実施年月日 令和4年11月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年1月25日
- 3 措置状況通知 令和5年3月22日香教文第453号

番号	定期監査意見（勧告事項）	措置結果	措置内容
1	<p>シルバー人材センターとの随意契約においては、香芝市契約規則第16条第3項第2号及び第3号の規定により、契約前に契約内容、契約相手方の決定方法及び選定基準等を、契約締結後に、契約相手方の名称や契約の相手方とした理由等を公表することになっている。</p> <p>尼寺廃寺跡史跡公園の除草作業業務の委託契約について、当業務は公益社団法人香芝市シルバー人材センターに業務委託されているが、香芝市契約規則に基づく前記の公表はなされていなかった。</p> <p>ついては、未だ公表されていない当該契約については公表するとともに、今後において、同様の契約を行う場合は、公表手続に遺漏のないよう努められたい。</p>	措置済	<p>ご指摘の後、契約締結後の公表に関する事務手続きを行いました。</p> <p>今後、香芝市契約規則にのっとり、契約前と契約後の公表について遺漏のないように適正な事務執行に努めてまいります。</p>

2	<p>尼寺廃寺跡史跡公園駐車場の開閉及び清掃業務の委託契約について、仕様書に業務内容が具体的に記載されていなかったため、委託業務内容が不明確であった。また、契約金額についても、契約書上に委託料の総額が明記されているにもかかわらず、作業回数による単価も記載されているため、委託料の支払い金額が不明瞭で、その他支払請求方法についても具体的な明記がなされていなかった。</p> <p>業務内容については、具体的に仕様書に明記し、また委託料の支払い金額や支払請求方法についても、齟齬が生じることがないように明瞭かつ具体的に契約書に明記されたい。</p>	措置済	<p>現行の契約においては、相互に契約内容を再度確認し、以後の契約では、委託業務の内容に双方の誤解が生じないように仕様書の改善を行います。</p> <p>また、委託料の支払い方法についても月ごとに定額払いにすることとし、契約書上に支払請求方法等を明記するなど、誤解が生じないように適正な事務執行に努めてまいります。</p>
3	<p>現在指定管理者により管理されている香芝市二上山博物館について、その管理経費としての修繕費用や備品購入費用は、基本協定書の規定により、その他の経費と分け隔てて精算報告することになっているが、当初より修繕費用や備品購入費用が指定管理者の収支計画書に計上されていなかった。</p> <p>修繕費用は発生する可能性が高く、また、備品についても予算措置する必要性がないのかなど、所管課においては指定管理者から提出された収支計画書を十分に精査され、指定管理者に適切に業務を実施させるべく指示・指導に努められたい。</p>	措置済	<p>令和5年度の収支契約書及び事業契約書から修繕費用を計上するよう指示しました。備品購入費用については、現在までのところ、計画がございませんので、予め備品購入の計画がある年度に計上するよう指示します。</p>